

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案 新旧対照条文

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（提案の募集の方法）</p> <p>第四条 法第四十四条の五第一項の提案は、別記様式第一号により行うものとする。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（心身の故障により行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者）</p> <p>第四条の二 法第四十四条の六第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第十三条 第四条（同条第六項を除く。）、第四条の二、第六条、第八条</p>	<p>（提案の募集の方法）</p> <p>第四条 法第四十四条の五第一項の提案は、別記様式第一号により行うものとする。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>（準用）</p> <p>第十三条 第四条（同条第六項を除く。）、第六条、第八条（同条第一項</p>

(同条第一項第一号を除く。)から第十条までの規定は、法第四十四条の十二第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第六」と、第八条第一項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第七」と、第八条第三項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第八」と読み替えるものとする。

第一号を除く。)から第十条までの規定は、法第四十四条の十二第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第六」と、第八条第一項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第七」と、第八条第三項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第八」と読み替えるものとする。

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第二号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（提案の募集の方法）</p> <p>第四条 法第四十四条の五第一項の提案は、別記様式第一号により行うものとする。</p> <p>2～7（略）</p> <p>（心身の故障により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者）</p> <p>第四条の二 法第四十四条の六第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第十二条 第四条（同条第六項を除く。）、第四条の二、第六条、第八条（同条第一項第一号を除く。）及び第九条の規定は、法第四十四条の十二第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第六」と</p>	<p>（提案の募集の方法）</p> <p>第四条 法第四十四条の五第一項の提案は、別記様式第一号により行うものとする。</p> <p>2～7（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>（準用）</p> <p>第十二条 第四条（同条第六項を除く。）、第六条、第八条（同条第一項第一号を除く。）及び第九条までの規定は、法第四十四条の十二第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第六」と、第八条</p>

、第八条第一項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第七」と、第八条第三項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第八」と読み替えるものとする。

第一項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第七」と、第八条第三項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第八」と読み替えるものとする。

参考

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）
（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの</p> <p>三〇七（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>〔新設〕</p> <p>二〇六（略）</p>

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障により前条第一項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの</p> <p>三〇七（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>〔新設〕</p> <p>二〇六（略）</p>